

令和3年 第7回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年7月26日(月)

開会（午後1時24分）

宮下事務局長	<p>それでは只今から、令和3年第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。県内、市内における感染状況が予断を許さない状況であります。そのような中、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち11名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を15日に中池委員、水上委員及び事務局職員1名の計3名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
--------	---

議長挨拶

議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。熱い中そして忙しい中、出席いただきありがとうございます。</p> <p>東京では緊急事態宣言が出ている中、見切り発車のようにオリンピックが開催されました。石川県では昨日72名の感染者が出ています。委員の皆さんの多くは予防接種を受けられたと思いますが、気をつけてください。</p>
----------	--

議事録署名員の指名

議長（中村会長）	<p>それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>9番 西栄委員、10番 加納委員を指名します。</p>
----------	--

<p>議長（中村会長） 田端委員 事務局（田町）</p> <p>田端委員 事務局（田町）</p> <p>議長（中村会長） 事務局（田町）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>したのでご紹介させていただきます。このような相談を受けた場合は、ぜひ農業委員さんは積極的に取り組んでいただけたらと思います。</p> <p>次に、整理番号3番は居住している近隣の農地を取得するものです。実際この農地は杉が植林され山林化していますが、農振農用地の指定区域内の農地であり、シイタケ栽培を目的としてこの農地を取得するものです。シイタケ栽培が農業かどうかの判断は難しいところではありますが、県の農業会議に問い合わせたところ、全国的には農業経営と判断し、農地法の許可をしている事例が多く見られるとのことでした。</p> <p>以上の3件については、譲り受け人の経営下限面積など農地法第3条第2項各号要件に該当しないため、いずれも許可要件を満たしていると思われます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>この案件は特例に当たるのですか。</p> <p>今回は特例に当たりません。両者とも3条の農地取得要件に該当します。</p> <p>片方の方は農業をしていないのではないですか。</p> <p>双方共にご自分で所有の土地を耕作し共済にも登録していますので、要件を満たしています。</p> <p>加賀市では、所有面積が取得要件でいけませんか。</p> <p>原則、これから取得して耕作する農地も含めた耕作面積が、地域下限面積の要件です。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
--	--

議長（中村会長）	挙手全員により、適切と認めます。
議案第 28 号 農用地利用集積計画(案)の決定について	
議長（中村会長）	<p>次に、議案第 28 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>事務局（中島） はい、議案書の 3 ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の新規設定が 1 件と所有権の移転が 1 件で、合わせて 6,211 m²の集積計画案です。4 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番は利用権の新規設定についてです。対象農地は■■■■地内、地目は田、面積は 4 筆合わせて 4,078 m²の集積計画です。借人は長年対象農地を耕作しておりましたが、利用権の設定をしていなかったことが判り、今般基盤法による利用権の設定を行うものです。</p> <p>5 ページをご覧ください。整理番号 2 番は、所有権の移転に係る案件です。</p> <p>ここで、基盤法による所有権の移転についてご説明します。農地を農地のまま売買するには、農地法第 3 条の許可が必要ですが、例外として農業経営基盤強化促進法による所有権移転が認められています。3 条との違いは、売買に伴う各種税控除や嘱託登記により市長が所有権移転登記を行うなど、売主、買主双方に優遇措置があることです。それゆえに、対象となる売買は 3 条より厳しく、農地の集積という基盤法の目的に沿った取引についてのみ対象としております。具体的には、買主は営農面積が加賀市の平均耕作地 226 アールを超えている認定農家であることや、対象農地が農振農用地内農地であることが挙げられます。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、改めて整理番号2番についてご説明します。■ ■地内、地目は田、面積は 2,133 m²、売買による所有権移転です。買主は認定農業者で対象農地を耕作しており、今般売買により買主の名義にするものです。</p> <p>以上この2件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第 28 号 農用地利用集積計画(案)について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員により、適切と認めます。</p>
---	--

議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p> <p>中池委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（幸松）</p>	<p>次に、議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中池委員から報告をお願いします。</p> <p>報告いたします。去る 7 月 15 日に私と水上委員、事務局職員 1 名、計 3 名で現地確認調査を行いました。位置図の資料 1 の 5 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番の雨水は、既設の排水路を経由して、県道の側溝に流れています。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は 7 ページから 8 ページ、資料 1 の位置図は、5 ページを併せてご覧ください。この案件は 5 月の総会、議案第</p>
--	--

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>17号で審議され適切と認められましたが、その後事業資金に目処が立たなくなったため許可申請が取下げられたものです。この度、事業資金に目処がついたことから、再度許可申請書が提出されました。</p> <p>申請地は■■■■内にあり、畑、面積14,741㎡のうち転用面積は4,482㎡、転用目的は太陽光発電設備建設です。申請者は売電による安定的な収入を得るため、発電出力400kwの太陽光発電設備を建設するものです。事業費は自己資金で賄うものです。申請地は農地の拡がりが10ha未滿の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであるため、許可相当に該当するものと考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員により、適切と認めます。</p>
<p>議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>中池委員</p>	<p>次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、中池委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。位置図の資料1は、6ページから15ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は隣地境界に擁壁があり、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに道路側溝に流す計画です。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p>	<p>2番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番は隣地境界に擁壁があり、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番は隣地境界に擁壁があり、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに道路側溝に流す計画です。</p> <p>5番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに道路側溝に流す計画です。</p> <p>6番の雨水は、道路側溝に流す計画です。</p> <p>7番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに、道路側溝に流す計画です。</p> <p>8番は隣地境界に擁壁があり、汚水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>9番は隣地境界に擁壁があり、雨水は北側の道路側溝と南側の水路に流す計画です。</p> <p>10番は隣地境界に擁壁を設置し、雨水は西側の水路に流す計画です。</p> <p>11番の雨水は、道路側溝に流す計画です。</p> <p>12番の雨水は、排水路に流す計画です。</p> <p>13番の仮設トイレは汲み取りとし、雨水は排水路に流す計画です。</p> <p>以上13件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は9ページから11ページ、資料1の位置図は6ページから15ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は[REDACTED]地内にあり、畑、面積253㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在住んでいる</p>
-----------------------------	---

住宅が手狭なため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は[]地内にあり、畑、面積410㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在住んでいる住宅が老朽化したため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は[]地内にあり、畑、面積357㎡、転用目的は販売用自動車置場建設です。譲受人は申請地の道路向かいで中古車自動車販売業を営んでおり、11台分の自動車置場を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は[]地内にあり、畑、面積346㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパート住まいで手狭なため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番と6番は事業者が同一ですので、併せて説明します。申請地は[]地内にあり、5番は、田、面積985㎡、転用目的は宅地造成です。譲受人は不動産業を営んでおり、事業拡大のため、5区画の宅地造成を行うものです。6番は、田、面積158㎡、転用目的は、貸駐車場建設です。譲受人は、申請地に隣接しているアパートの住人に賃貸するため、5台分の駐車場を建設するものです。申請地はともに第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

7番は■■■■地内にあり、田、面積 287 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は両親と祖父母と同居しており、手狭になったため申請地を祖父から贈与を受け、自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

8番は■■■■地内にあり、田、面積 257 m²、転用目的は自己住宅建設です。借受人はアパート住まいで手狭なため、申請地とその隣接地の宅地を妻の親から使用貸借して、自己住宅を建設するものです。申請地は第二種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

9番は■■■■地内にあり、田、面積 409 m²、転用目的は駐車場及び資材置場建設です。譲受人は建築業を営んでおり、自宅が老朽化したため、申請地と隣接の青ワクで囲んだ住宅を購入し、申請地には建築資材と軽トラックなど3台分の駐車場を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

10番は■■■■地内にあり、田、面積 557 m²、転用目的は資材置場及び駐車場建設です。譲受人は申請地の隣接地で■■■■を営んでおり、申請地を購入して不足している資材置場と従業員などが停める5台分の駐車場を建設するものです。申請地は2管種2施設になるため、市街化が著しい区域にあたり第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

ここで、2管種2施設の該当する基準について説明します。道路幅員が4m以上あり、水道管、農集排水を除く下水道管、

ガス管のうち、2種類以上埋設されている沿道区域で、かつ申請地から概500m以内に2つ以上の教育施設や医療施設、公共施設、公益的施設が存在していることが基準になります。

本案件は申請地前の県道幅員が8.8mあり、また水道管と下水道管が埋設されております。申請地から東和中学校及び動橋町民会館までの距離が概500mであることから、2管種2施設に該当するものと考えます。

11番は■■■■地内にあり、畑、面積75㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は申請地を購入して、不足している2台分の自宅の駐車場を建設するものです。申請地は小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断されますが、既存敷地面積835㎡以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

12番と13番は同一事業のため、併せて説明いたします。借受人は電気事業を営んでおり、この度、送電線鉄塔の老朽化に伴い鉄塔建替え工事を行うため、賃貸借して必要な資材置場などの作業用地を確保するものです。

12番は■■■■地内で、田、面積2,544㎡のうち、1,750㎡ 令和3年10月から令和4年1月末まで4か月間の一時転用です。

13番は■■■■地内と■■■■地内で、田、面積計7,901㎡ 令和3年10月から令和4年11月末まで1年2か月間の一時転用です。申請地は農振農用地ではありますが、一時転用であるため、許可相当に該当するものと考えます。

説明は以上です。

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

(意見、質問なし)

議長（中村会長）

議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	挙手全員により、適切と認めます。

議案第 31 号 非農地証明願について

議長（中村会長） 中池委員	次に、議案第 31 号 非農地証明願について事前に現地確認調査を行っていますので、中池委員から報告をお願いします。 それでは、報告します。位置図の資料 1 は、16 ページを併せてご覧ください。 現況は車庫と駐車場になっており、農地の状況ではないと判断しました。報告は以上です。
議長（中村会長） 事務局（幸松）	それでは、事務局から説明してください。 農地から非農地に地目変更登記をする場合には、農地法第 4 条又は 5 条の許可書を登記申請書に添付することになっていますが、転用許可制度を適用しないことが認められるものについて非農地証明で処理するよう、県の事務処理要領で規定しています。議案書は 13 ページから 14 ページ、資料 1 の位置図は 16 ページを併せてご覧ください。 この案件は■■■■地内にあり、畑、面積計 151 m ² です。この度、亡夫の相続登記を行うため申請地を調べたところ、地目が農地であることが分ったものです。昭和 63 年に夫は 5 条許可を受け車庫と駐車場を建設しましたが、地目変更登記を怠っていました。5 条の許可書を紛失していること、事業者が死亡していることから許可書の謄本が発行されないため、県の事務処理要領に基づき非農地証明願が提出されたものです。農地の状態ではないと判断します。説明は以上です。

議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第31号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長（中村会長）	挙手多数により、適切と認めます。

報告第11号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	次に、報告第11号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の15ページからです。農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は3件で3筆の5,306㎡の届出です。 整理番号1番は、先月農地法第5条の2番の案件において、当該地に資材置場を行う転用目的の為、解約するものです。解約条件はありません。 整理番号2と3番は、 が 地内のこの当該地において、 の建て替えの為、解約するものです。解約条件はありません。 以上、この3件については、土地の引き渡しについても問題が無く適切と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告第 12 号 1・1・1 運動の報告について

議長（中村会長）	次に、報告第 12 号 1・1・1 運動について、報告のある方は拳手をお願いします。
中池委員	<p>農業者年金の推進についてです。私の担当地区の小塩辻町では、近年 2 件の耕作をされている農家の方が亡くなり、その方々の受け手も見つからず、生産組合にもお願いをして探していました。そういった中、■■■■さんと息子さんが連名で認定農業者になってもらい、中間管理機構を通し経営転換協力金を受けとって、貸し借りをすることになりました。その息子さんは国民年金基金に加入していたのですが、農業者年金を勧めたところ、加入してもらいました。</p>
議長（中村会長）	<p>皆さんも是非、農業者年金加入推進活動をお願いします。</p> <p>それでは、私の方から報告します。7 月 12 日に県臨時総会が行われ、1 名の役員選任交代がありました。その後の常設審議委員会では、4 条 1 件、5 条 3 件の案件が出され、全て許可相当ということです。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>

事務連絡

宮下事務局長	（その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明）
議長（中村会長）	<p>（8 月 4 日農業委員会研修会・農地パトロール出発式の詳しい説明）</p> <p>8 月 4 日研修会・出発式の参加者が非常に少ないので、このような時期ではありますが、ワクチン接種をされた方は是非参加をお願いします。</p>
宮下事務局長	<p>県農業会議から今後の会議の在り方、イベントの在り方を検討していきたいということで、委員の方々のワクチン接種率を知りたいということです。2 回ワクチン接種をされた方</p>

<p>宮下事務局長 荒谷委員</p> <p>宮下事務局長 議長（中村会長）</p>	<p>は挙手お願いします。 （挙手多数） ありがとうございます。 県内では結構な感染者が出ていますし、中止になる可能性はありますか。 中止になる可能性の話は聞いていません。 ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和3年第7回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<p>閉会（午後2時24分）</p>	